

見取第 428号の2
平成23年7月15日

国土交通省関東地方整備局長様

見沼代用水土地改良
理事長 遠藤



八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討における「概略検討による利水対策案について（案）」に対する意見聴取について

平成23年6月28日付け、国関整河計第35号で照会があった意見については別紙のとおりです。

関東地方整備局

河計第 99号

23.7.19

様式一 1

八ッ場ダム「概略検討による利水対策案について（案）」に対する意見

① 団体名	見沼代用水土地改良区	
② 担当者名	■■■■■	
③ 連絡先(tel)	久喜市菖蒲町菖蒲65番地0480(85)9100	
④ 意見	対策案番号	意見
	①	<p>八ッ場ダム</p> <p>八ッ場ダムは様々な議論がされているが、既に特定多目的ダム法の合意を得て、概ねダム本体工事を残すのみとなっている。利根川の治水・利水のためには、ダムの早期完成が必要であるので、八ッ場ダム建設事業は計画どおり進めるべきである。</p> <p>なお、八ッ場ダムの議論の中で出ている完成後のダムの課題解決が必要であるなら、ダムの効果を発現させながら解決に向けての対応を行うべきである。</p> <p>また、八ッ場ダムの中止や代替案は、水資源開発基本計画として議論、検討がされていない。仮に八ッ場ダムを中止して、提案されている代替案が必要であるなら、この検討を行いその後関係機関への意見照会を行すべきである。</p> <p>以上から八ッ場ダムの中止の場合の次善の対応としての意見である。</p> <p>②</p> <p>ダム再開発、水系間導水（富士川）、地下水取水（ケース2-1）</p> <p>ダム再開発（6）については、地質的に無理がなければダム放流地点も吾妻川上流であり課題は少ないと考える。</p> <p>水系間導水（8）については、流域を越えての変更となり、送水側の地元同意を得ることに大きな課題がある。水系間導水を行うとすれば、まずこの同意について政治的決着を最初にすべきと考える。</p> <p>なお、富士川から利根川まで送水することは、エネルギー効率の点からも現実的ではない。また、八ッ場ダム代替えということから、利根大堰地点の放流を考慮していると思われるが、関係者の理解が得られるか疑問が残る。</p>

	<p>また、地下水取水（9）については、首都圏では渴水時には、地下水の揚水量が増加し、地盤沈下面積が広がった例がある。地下水は渴水時の補完となること、地盤沈下との関係が必ずしも明確でないこと、失われた資源の復活に長期間かかることなど、地下水の増加取水は、地下水取水の法的規制無い地域であっても、他の利水者への影響が大きく利水対策案とすることには課題が残る。</p>
③	<p>ダム再開発、他用途ダムの買い上げ、ダム使用権等の振替（ケース4-1）</p> <p>ダム再開発は、既に水資源開発計画で関係者間の合意が得られているものを再度調整することとなり、八ヶ場ダム建設と同様な課題の解決や新たな対策も必要となる。</p> <p>特に、平地部における利根大堰の2～3mの嵩上げ（6）は、周辺の農地への湿田化を招くこととなる。このため、必要区間への止水矢板護岸の施工、あるいは上流支流河川の常時排水が必要となり、ポンプ場の改修や維持管理費の増加が避けられない。更に、利根大堰貯水施設としての改修は、洪水時の堰の管理を複雑にするだけでなく、現状で安定している堰の運用に関して再度合意を得なければならない。また、他の頭首工でも同様に貯水容量を見込んだところ、合意が得られなかつたこともあり、実施にあたっては、関係利水者の合意を得ることが課題である。</p> <p>他用途ダムの買い上げ（7）については、東日本大震災後の電力に関する課題はあるが、ダム放流地点も利根川の吾妻川合流点より上流であり課題は少ないと考える。</p>
④	<p>河道外貯留施設、ダム再開発、他用途ダムの買い上げ、ダム使用権等の振替（ケース4-2）</p> <p>河道外貯留施設（5）の放流地点が上記③より下流となるが、他は③と同じである。個別の開発施設の意見は上記③と同じである</p>

	⑥	<p>他用途ダムの買い上げ、水系間導水（富士川）、ダム使用権等の振替（ケース4-3）</p> <p>水系間導水（8）については②で述べたように現実的ではない。このためケース4-3は多くの課題が残る。</p> <p>水源林の保全、節水対策、雨水・中水利用については今回の八ッ場ダムということだけでは無く取り組むべき課題と考える。一方、渇水調整の強化を対策としているが、八ッ場ダムへの対応ではなく利水者間の調整とすべきと考える</p>
--	---	---